

G・A・コーエンによる“自己所有権”の問題化構想 ——〈存在の自由の平等〉へと探索するひとつの理路として——

西 口 正 文*

The Problematizing Design of “Self-Ownership” by G. A. Cohen:
For a Reasoning Which Searches for *Equality of Liberty of Existence*

Masafumi NISHIGUCHI

構 成

0. 背景と問題設定
 - 0-1. ひとの〈能力と処遇をめぐる正しさ〉を問うこと——この研究での思索の始原について
 - 0-2. 〈存在の自由の平等〉を志向すること
 - 0-3. 規範的条件を探るための方略——提示されてあること
1. 自己所有権の問題化にとってG・A・コーエンによる議論のもつ意義
2. 自己所有権を正当化する命題の説得力
3. R・ノージック流の自己所有権正当化の論理に向けて——その錯認の暴き立て
 - 3-1. (環境世界の) 資源を専有することへの制約をめぐるロックとノージック
 - 3-2. ノージックに対する反論・その①
 - 3-3. ノージックに対する反論・その②の第一段階
 - 3-4. ノージックに対する反論・その②の第二段階
- 中間小括
4. “マルクス主義” 正統派による自己所有権への構え——その論理構成の脆弱さ
5. J・ロールズ流「互酬的利益」の捉え方と自己所有権——その離接結びに代えて

* 人間関係学部 人間関係学科

0. 背景と問題設定

0-1. ひとの〈能力と処遇をめぐる正しさ〉を問うこと—この研究での思索の始原について

ひとの〈能力と処遇をめぐる正しさ〉についての探究を、教育的理性に制御された思考枠組みを脱しようとする不断の意識化努力≡自己規律・訓練を通して、深めるということは、いかにして可能か？これが筆者にとっての第一の問題関心である。〈(基本的に既設市場での商品交換機構を介して、それぞれの身体からの出力による成果の多寡—商品価値次元での評価として認識されてくるそれ—に応じてそのそれぞれの身体が報酬として獲得する財の多寡が規定されるという)私的所有〉と〈能力主義〉との結合態を脱け出る志向を持つこと、これが上記「いかにして」へのひとまずの回答である。《なお、謂う所の「教育的理性」とは、“教育”という関係や行為を規範的に区別(識別)する判断・評価に際して、はたらく基準のこと、これを指し示す。教育的理性はそれゆえに、その軸心において能力主義を懐胎するのだということ。この点への留意を促しておく。もしも、教える-学ぶという関係や行為が、あるいはまた世代間相互の関係や行為が、能力主義とは無縁のこととして立ち現われてしまうならば、そのような関係や行為はもはや“教育”とは名指しえない質となっているはずなのだから¹⁾。》

ところでここで敢えて提起したいのは、〈私的所有〉-〈能力主義〉結合態に向けて、それが正しくないにもかかわらずあたかも正しいかのようにみなされているとして問題化することが果たして徒労に終わるほかないことなのか、という問いかけだ。少なくとも筆者にとって、件の結合態が正しいとする結論を根拠づけて説明した議論を、ほとんど見出すことができない。例外的に見出されるかに見えるものとしてロバート・ノージックによる議論の構築がある[ノージック 1974 → 1989]が、ノージックによる議論構築の根拠にしているのが「自己所有権」命題である。これに向けては正面から格闘する必要がある。件の結合態の受容にかかわって見出されるのはせいぜいのところ、帰結主義によって正当化してしまうという議論だ。つまり、その種の議論では帰結主義それ自体が正当化されてしまっている。既設の社会環境-システムの下でよく(最善のかたちで)機能するから、というふうに。これはしかし、正当化としては邪道である。既設の社会環境-システムへの従属を強いているのだから。より正しいことを探れる可能性があるのに、それが目下のところ“現実性”を持たぬからという理由で、より正しいことを探究する試みを放棄させようとする圧力²⁾に対しては、屈してはならないであろう。

前々段落で(冒頭の段落で)述べたところの、筆者にとっての第一の問題関心として挙げたこと—ひとの〈能力と処遇をめぐる正しさ〉についての探究を深めようとする—そのような意向を(思惟の方向を)選び採ろうとする場合、耳を傾けるべき構案として立岩真也による〈存在の自由の平等〉構案([立岩 2004], および [立岩 1997])を見出すことができる。〈私的所有〉-〈能力主義〉結合態への問題化そして批判的論及が(私にとっては)説得力を持った仕方ではなされている稀有な作品であると思われるからだ。そのような見通しのもとに、本発表では特に、この構案を補強しその内実をいっそう確かなものにするに繋げうる思惟契機、これが内蔵されている所説として、G. A. コーエンによる“自己所有権”の問題化構想が止目にあたいる、と考える。

かような視座に立って本発表は、コーエンの *Self-Ownership, Freedom, and Equality* (……以下ではS-O・F・Eと略記する)を読むことを——その問題構制を明らかにすることを——課題とする。〈存在の自由の平等〉へと探索するひとつの理路として、彼による“自己所有権”の問題化構想を定位せんとするために。

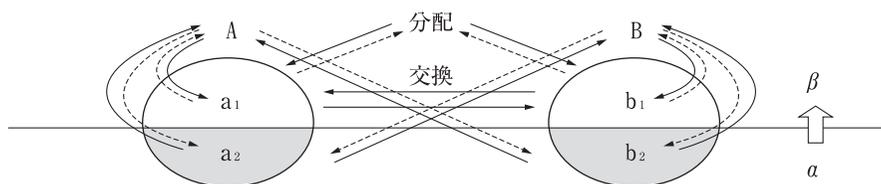
0-2. 〈存在の自由の平等〉を志向すること

耳を傾けるべき構案を〈存在の自由の平等〉構案と表わしたのはなぜか。それは、ひとそれぞれが善き生を求めて生きていくことができる・固有にかたちづくであろう人生計画に(善の構想に)したがって生存できるというその自由が差別なく守られること(保障されること)、そういうひとまとまりの考え方の重要性を論じようとする構えが見て取られる、と思うからだ。立岩によるこの構案をただに支持するにとどまらず、継承しいっそう確かなものにしたい。そのように志向するのだ。

0-3. 規範的条件を探るための方略——提示されてあること

ひとそれぞれがその能力の如何にかかわらず善き生を求めて生きていくことができる・生存できるというその自由が差別なく守られること・保障されることのためには(そうあらしめるためには)、いま自明のようにみなされてある人-間関係を構成する規範とは別様の何らかの規範性を探り当てていかねばならないだろう。そうした規範性を立岩は夙に提示しており、そこにはわれわれにとって十全に受け留める価値のある思索が凝縮されている。すなわち略記するならば、「その人のものでないもの」あるいはまた〈能力発揮により生産された、価格をもった財、それらが行き交う領域・位相〉 $=\beta$ 、「その人のものであるもの」あるいはまた〈ひとそれぞれが目的として存在し関係し合う領域・位相〉 $=\alpha$ 、この二つを区別・識別した上で組み合わせて人間関係を組み立て直す、そのような規範性が提示されている。その提示内容を(立岩自身が)図示したのが、次頁に転載した【図♥—立岩】である。

要点はこうなる。さしあたりふたりのひとAとBの間での関係で考えた場合、 α 領域に位置する a_2 と b_2 に向けては互いに評価しない・制御しないでそのまま受け容れる、そういう関係のあり方を旨とし創り続けることにする。そういう関係のあり方を旨とし創り続けるためには、ひとAとひとBそれぞれの持ち合わせ発揮しうる能力 a_1 と b_1 の差異をAとBとの生存条件の有利・不利 \equiv 生活の幅の格差に直結させないようにしなければならない。 a_1 による成果と b_1 による成果がそれぞれAとBとに帰属する(帰属すべきだ)とみなすのではなく、分配と交換を通じて、なおかつそのとき、分配の方が交換よりも主導的な位置づけや役割を果たすという関係を通じて、AとBとの生存条件の保障がほぼ同じくらいになるようにする。これが志向する規範性であるのだ。この規範性は、自己が自己自身を所有すべきだとする規範性と、鋭く対立しそうである。



※A ↓ a₁ ↓ a₂ B ↓ a₂ Aの切離、Bの制御の対象にならないもの a₂の存在が
 a₂ ↓ A ↓ a₂ ↓ B Aが他者として在り享受されることの中核をなす

※A ↓ a₁ Aの切離の対象となるもの a₁は
 a₁ ↓ A Aに排他的に帰属しない
 またAがAであることと関わらない

※A ↓ a₁ a ↓ β、a ∨ β βの領域は a の領域に優先され、規定される

※A ↓ a₁ Aの切離の対象となるもの a₁は
 a₁ ↓ a₁ ↑ 〔②-1〕 分配の対象になる

a₁ ↑ ↓ b₁ 〔②-2〕 交換の対象になる

(ただし a ↓ β、a ∨ β ゆえに 〔②-1〕 ∨ 〔②-2〕)

※A ↓ a₁ ↓ a₂ Aの切離の対象にならないもの a₂は
 B ↓ a₂ Bの評価/制御の対象にしてはならない

【図♥…立岩】

(立岩真也『私的所有論』353-354頁。ただし、一部の箇所を省略。)

1. 自己所有権の問題化にとって G・A・コーエンによる議論のもつ意義

上記の0-3.に記した規範性は筆者のここでの問題関心にとってきわめて重要である。というのは、その提示への感応[……筆者の問題関心にとって共鳴・共振を覚える、という意味での感応]とともに思考を深めるにあたっての何らかの示唆が、与えられるからである。ここに謂う所の何らかの示唆を起点にして考え継ぐにあたっては、注目してよい理路がある。それは、自己所有権(の正当化)命題に向けての、G・A・コーエンによる問題化という理路である。というのは、そこから我々は、R・ノージック流に根拠づけとしての正しさを担わせてある自己所有権命題に底流する意味秩序に——権原理論の唱導者たちの思惟の地盤に——重大な欠落を、それゆえにまた正当化の虚構を、見て取るだけでなく、正統派マルクス主義が自己所有権命題への問題化を避けることになる所以についての洞察へと道を探ることもできるからである。さらには、平等主義リベラリズムの思惟地平が、自己所有権命題との微妙なかかわりの中でその制御能とは無縁になれぬ態で滞留すること

になるところのいわば必然性について、この理路が解明の緒を与えてくれるからである。

S・O・F・Eにおけるコーエンは、ノージック流の自己所有権正当化の論理を主たる考察対象として、その論理の限界を解明することに狙いを定めている。そのことに関しては次節（2）および次次節（3）で取り挙げる。正統派マルクス主義が自己所有権命題への問題化をなしえてこなかった所以に関してコーエンの強調する論点については、第4節で取り挙げる。そこでの考察は、〈存在の自由の平等〉に向けて所有についての規範理論をいかにして築こうとするのか、という点に関するコーエンの構え方を捉えようとする性格を帯びることになるであろう。第5節では、ジョン・ロールズを領袖とする、いわば平等主義リベラルと呼ぶことのできるであろう論者たちが、〈存在の自由の平等〉を志向するうえで大切なことを指摘しながら、なお自己所有権命題にかなり深く囚われてしまうのはなぜか、に関して考察する。

こうした考察を経て、〈私的所有〉-〈能力主義〉という結合態を脱け出るのが規範的に妥当であることを主張し、さらには件の結合態を脱け出た暮らし向きのほうが（そういう生き方をする社会のほうが）、各人の善き生にとって適わしいという帰結をもたらすと予想されもすることを主張する。最も大切なことは、各人にとっての・呼-応し合う自尊の社会的基礎を差別なく備給することだ。少しだけ換言するならば、（ロールズの議論で用いられる語を借用するとすれば）基本財についての、あるいはまた、（基本財を想定するだけでは不充分であるとしてアマルティア・センの議論で用いられる語を借用するとすれば）ケイパビリティ——生活の幅——についての、ほぼ平等な分かち合いシステム・備給システムの創出へと向かうのが規範的に肯認できることを、本稿は主張しようとする。そうした論の運びを試みるに際しては、協働生産システムを機能させ所期の成果を産出させるに足る（行為者各々への）“誘引”という事柄をも、視圏に収めなければならないであろう。

2. 自己所有権を正当化する命題の説得力

《自己がその身とその身の發揮する諸力を所有する権利》、できるだけ簡潔に（それゆえ正確さはさておいて）自己所有権という概念を言い表わそう（言い表わし換えよう）とすると、まずこうなるだろう。自己の身体は疑いようもなく自己のものであり（その所有権は自己に帰属し）、したがって自己の身体の活動によって——自己の身体の・その皮膚一枚の外側にある環境世界に（外的資源に）働きかけるという活動力の發揮によって——産出された増殖価値分は（生産上の成果は）当の自己のものとなる。すなわち、その所有権はこれまた自己に帰属する。いまここに示した述定が自己所有権命題である。この命題を意味構成する筋道は平明であり苦もなく受容されてしまう。自己所有権を正当化する命題とは、いま述べたこの筋道のことを指し示す、と捉えてよいだろう。自己所有権をすべてのひとに認める〔……各人に平等に認める、と付け加えてもよい〕ことは、すべてのひとに自由を——それぞれの善き生を追求するために必要となるであろう自由を——保障しようとすることであり、それが道徳的な正しさという意味合いをも含みもつ重要な権利であるとして主張するその説得力はそうとうなものである。しかもまた自己所有権正当化の主張が即自的には（その無媒介的な意識においては）、他者の生に害をもたらす恐れを生ぜしめないものと想念されて済まされる。それゆえに、身体の働きによって産出されたコトやモ

ノについての所有権の帰属先を、その身体と切り離せないはずの“自己”にではなく、それとは別の存在者に求めようとする想念にもし出会うことになるのであれば、その想念をば不可解で許容しがたい性質のものとみなし拒斥する意識態勢が速やかにかたちづくられ、そうした意識態勢がこの社会での我々の意識場を統御することになるであろう。自己所有権を正当化する命題を受け容れないことは、奴隷制を容認することであり、人間の自律性を切り縮めてよいとすることでもあり、そしてまた、ひとが単なる手段としてのみ扱われるような事態を招き入れることでもある。そのように権原理論家は（ひとの生にとって何よりもその身の“自由”をこそ大切にしようとしていると自称するリバタリアンは）議論の構えを採る。

ここでひとたび立ち止まって問い直してみよう。なるほど自己所有権命題は正当性を帯びているように見えるのだが、その正当性は紛れなきものなのか、と。問い直しに即した第一撃として取り挙げられるべきなのは、自らの身体は——その中の特に先天的な能力・資質も——自らによって生み出されたのではないという気づきだ。とはいえ、自らの身体への気配りと言い状態感受と言い善き生の追い求めと言うことは第一次的には自ら自身で為しうるし為すべきだと考えられもする。そしてなによりも固有性を各人の身体は帯びてあり、その固有性とは、立岩による【図♥】に示される a_2 , b_2 のように、評価や制御の対象ならざるまっつき受け容れとなされるべき存在位相なのである。つまり、身体の自己所有に関しては肯定しつつ距離をとることが必要となる。また、生産活動とは身体がその外的資源に働きかけて実現するわけだけでも、生産活動の所産の帰属先という別の部面からは、先に挙げた自己所有権命題を俄かには肯定しがたくする問題点に気づくことになる。そういう問題点を一つ例示するとすれば、人にとっての外的資源（環境世界）についての所有権をどう考えればよいのかという点が、曖昧なままだ。少なくとも土地や天然資源を人が・その身体が生み出したわけではない。ジョン・ロックの場合には、無主物への先占取得を認めようとしたわけだが、その根拠づけとしては帰結主義的に述べられるにとどまっている（その正しさに関する妥当な根拠づけを欠いている）[ロック 1690 → 1968 第五章]。さらには、稀少性を帯びた外的資源に対する自己所有権命題の構えを受容することがある人たちにとっての自己所有権を脅かすことになるのではないかと懸念も浮上する。

翻って、S-O・F・Eにおけるコーエンは自己所有権の命題に向けて、「この命題を論点先取に陥らない方法で批判するのは困難である」[S-O・F・E 訳書：327] と見る。つまり、純粹に自己所有権の命題に内在することでこの命題を論駁しようというふうには、考えていない。コーエンが解明しようとするのはむしろ次のような誤認をより慎ましやかに暴き出そうとすることなのだ。すなわち、自己所有権（正当化）命題を権原理論家が押し出す際に発揮する説得力の強さは、自己所有権とは識別されるべき他の条件を（彼ら自身も自覚することなく）混合したうえでその混合態の有する説得力として生じていること、そのことを暴き出そうとすること。（同じことだが、少しだけ言い換えれば、他の条件も含みこんで発揮される説得力を、ただに自己所有権のみに依拠して発揮されるものとみなす、その錯認を暴き出そうとすること。）

3. R・ノージック流の自己所有権正当化の論理に向けて——その錯認の暴き立て

本節（第3節）では、ノージック流の自己所有権命題に底流する意味秩序に向けて、それが呈する外見上の合理性・整合性にもかかわらず、（自己および外的資源への）自己所有の正当性をめぐる錯認に拠っていること、これを暴き立てるコーエンの議論を辿り考察することにしよう。考察の対象となるのは、S-O・F・E 第三章と第四章である。

3-1.（環境世界の）資源を専有することへの制約をめぐるロックとノージック

思想上はジョン・ロックによって明示されることになった、自己所有権を正当化する上記の筋道には（思考の筋道というよりもむしろ連想の筋道には）しかしながら、当のロック自身によって“但し書き”が付されたこと、このことはそれなりに知られているところである。ロバート・ノージック流の自己所有権正当化の論理は、このロックによる連想筋道に依拠するだけでなく、ロック的“但し書き”に留意するかたちを呈している。とはいえ、ここで看過しえぬのは、自己所有権の展開に対して効かせようとしたロック的“但し書き”による制約が、ノージックにおいては薄められ効力を弱められていることだ。この点を端的に表わすならば（コーエンが示しているように）、次のようになる。すなわち、《専有が認可されるのは“他者に充分で同質の資源・富が残されている限りにおいて”という制約条件を、“他者の立場の悪化をもたらさない限りにおいて”という制約条件へと、解釈換えすること [ノージック 1974 → 1989：第七章 特に 296-300 頁]。》

けだし、専有の認可をその下に置こうとしたところのロックによる制約条件は——“他者に充分で同質の資源・富が残されている限りにおいて”という制約条件 [ロック 1690 → 1968 第五章 特に第 33 段落] は——、資源の稀少性という状況下ではそれを満たすことがほとんど望みえないほどにまで厳しい内容であり、その制約条件が満たされる限り、ある者の専有が他の者たちの生に負性を帯びた影響を及ぼさない。既に述べたように、ノージックは『アナーキー・国家・ユートピア』（特にその第七章、訳書 299 頁）で、ノージック自身の認識においてはロックの制約条件と実質において変わるところのないものとして、しかも社会の現相において実効性あるものとして、解釈換えした自らの（専有に対する）制約条件を、提示している。その解釈換えの妥当性について、コーエンは S-O・F・E の中のかなりの紙幅を費やして検討し、（その妥当性について）否という結論を導き出している。その検討が為される理路を以下に《3-2～3-4 に》示す。

3-2. ノージックに対する反論・その①

まず、ノージックのふまえる二つの前提——各人の生を取り巻く環境、特にそこにある資源を利用するためにその身を活動せしめてその所産を獲得することが各人に平等に認められるべきだとする前提と、自己所有権を肯認する（正当化する）命題を受け容れるという前提と——に注目して、前者が後者を拒否することになる、つまり、専有できる資源が無くて奴隷化するひとが生じることになる、というかたちでノージックに反論できるとする。この反論はしかし自己所有権命題を直接に対象化してそれを無効にするものではなく、それゆえこれだけでは自己所有権命題の説得力を減じるまでには到らない、とする。こうした議論の運び自体は平明で理解し易いところだ。

3-3. ノージックに対する反論・その②の第一段階

次なる反論のかたちをコーエンは、「自己所有権の肯定から原生の世界資源に関する不平等の正当化へと進む議論を打破しようと努める」というように差し出す。ここにおいて、ロック的但し書きへのノージックによる解釈換えが、深くきわどくかかわってくる。自己所有権の肯定を、資源の活用能力に富んだひとによる資源の専有という場合の方が資源の“共同所有”の場合よりも当の資源にかかわるひとびとの生活状態の向上をもたらすというかたちで説く、その種の理説をノージックは押し出すわけである。その種の理説の骨格をコーエンは彼なりにモデル化して、批判的検討に付している。そのモデルでの条件設定は次のようだ。自己を所有する二人 A と B から成り立ち、人間以外の万物がロック的な共同所有にある世界を——資源を私的に所有する（専有する）者が無く、各人は任意の時点で他の誰もを使用していない物を使用してよい、そのような世界を——想像する。A と B それぞれは、食糧を得る相手の活動を妨げることなく土地から自分の食糧を得ている。A は土地から m を得ることができ、B は n を得ることができる。 m と n はそれぞれ、資源の共同所有のもとで A と B それぞれが別々に所有する個人的能力を行使し獲得できる価値の量を、表わしている。この共同所有が継続する場合、A は m を、B は n を、それぞれ得る状態が続く。この状態に替えて、A による土地の占有を認めるとする。そして、A は B にその土地で働けば $n + p$ (ただし $p \geq 0$) 分の給料を与えると提案し、B は否応なしにこの提案を受け容れる。この取り決めの下で A は分業を組織しその生産力により A 自身は $m + q$ (ただし $q > p$) を獲得する。これが A の専有によって生じた現実の状態だと見ることにする。A の専有は A のみならず B の立場をも悪化させず向上せしめる、ということはこの想定は言い表わそうとしている。同様に、専有による二人の獲得価値量についての場合分けを、コーエンは示している（【モデル図☆】を参照されたい）。いずれの場合にも、二人にとっての獲得価値量は共同所有の継続の場合に比して悪化していない（たいていは向上している）。ノージックならば大略、上記のように想定するであろうこの種の事態を根拠にして、専有が共同所有よりも良いことを、しかも専有が自己所有権をより良く行使せしめることを、主張するだろう。その種の主張に対してコーエンはしかし、従おうとしない。獲得価値量の向上もしくは不悪化を以って生活状態についての善処として判断することはできず、専有した者によって雇用される者にとっての行為が自律性を奪われてしまう点を併せ考えると、ノージックの主張は誤っている、と捉えるのだ。

【モデル図☆】 (S-O・F・E 訳書109頁)

	現実の状態 (Aによる専有)	I 共同所有 の継続	II Bによる専有		
			(a) Bの才能 = Aの才能	(b) Bの才能 > Aの才能	(c) Bの才能 < Aの才能
Aは～を得る	$m + q$	m	$m + p$	$m + q + r$	m
Bは～を得る	$n + p$ ($q > p \geq 0$)	n	$n + q$	$n + p + s$ ($r > 0 : s > 0$)	n

3-4. ノージックに対する反論・その②の第二段階

自己にとっての外的資源の専有+自己所有権、これが自己所有権を行使するまっとうなやり方であって、そうしてひとびとの暮らしぶりも向上する、かようなノージック流の主張に向けた攻撃的反論としてここでコーエンは、資源への平等主義的アプローチと自己所有権とを結合する経済体制を構築することにより、自己所有権と平等とが親和できるという議論を示そうとする。この議論を展開するためにコーエンは予め、諸資源がそれに関与するすべてのひとによって集団的に所有されているという“自然状態”をモデル化して設定する。

より具象化して示せば、生まれつきの賦存にちなんでエイブル[有能な者]とインファーム[虚弱な者]という二者からなる社会を想像する。おのおのは自己を所有し、その他のあらゆるもの(資源)を集団所有している。適当な資源があれば、エイブルは生活を維持し改善する財を生産できるが、インファームには生産的能力がまったく無い。各人は合理的・利己的で相互に無関心である(一恨み・憐れみをはじめとして、他者の厚生が根本的にかかわってくるあらゆる動機が、欠如している)、と想定し、この二者がどのような生産・分配の方式に同意することになるのか、これを考える。さらにこの社会において、自己所有する能力に基づいて要求される報酬について考える。すると、五つに場合分けされる物質的状况が浮上してくる(【モデル記述♠】を参照されたい)。

重要なのは特にivの場合とvの場合である。留意してよいのは、生産したのがエイブルであるということだけでは、エイブルにより多くが配分されることにならない点。また、インファームが生産にとっての必要条件のひとつ——土地使用への拒否権を緩めること——を制御でき、エイブルはふたつ——生産的能力の所有(生産的能力を行使すること)、および、土地使用への拒否権を緩めること——を制御できるということによってでは、エ

【モデル記述♠】(S-O・F・E 訳書135頁)

- i エイブルは、人間一人が一日に必要なものを、一日で生産することができない。ゆえにエイブルもインファームも死ぬ。
- ii エイブルは人間一人に十分かそれ以上のものを生産できるが、二人にとって十分なものは生産できない。インファームがエイブルに生産させないとすれば、そうさせるのは妬みと恨みのみであるから、インファームはエイブルに可能な分を生産させる。エイブルは生きるがインファームは死ぬ。
- iii エイブルは自分自身とインファームが生きていくのにちょうど十分なだけ生産できる。それゆえインファームは、エイブルがそれだけ生産しないならば、生産することを禁じる。その結果、エイブルはそれだけ生産し、両者ともに生存ぎりぎりの水準で生活する。
- iv もしエイブルが生産したならば、その生産量は彼の選択から独立に決定され、エイブルとインファームの両者を維持するのに必要な量を超える。それゆえ彼らは一定の剰余の分配をめぐる交渉する。同意するのに失敗したとき(「威嚇点」)の代償は無生産であり、ゆえに両者にとっての死である。
- v 再びエイブルは剰余を生産しうが、今度はより現実的に彼はその分量を変更することができる。それゆえエイブルとインファームは、ivのようにどれだけ得るかをめぐって交渉するのみならず、どれだけ生産するかをめぐっても交渉する。

イブルの方が交渉上優位に立つわけでない点。ここでのモデル化への考察によって、(インファームにとってもエイブルにとっても) 自己所有権が存在していたとしても、そのことにさらに、資源の集団所有の存在が兼備されるならば、能力自体はより多くの報酬をもたらすことができない、という知見が得られる点。こうして、(ノージックにおいては強く主張されていたところの) 自己所有権を行使することが資源に対しては専有という構えを採らざるをえずそれゆえ生活条件の不平等を必然的にもたらずはずだ、とする見解に、一撃を加えたといえよう。少し立ち入って言えば、コーエン自身が自覚的に述べているように [S-O・F・E: 138-139], 資源の集団所有(および生活条件の平等的状態)と両立する自己所有権の内容は実のところ、エイブルにとってもインファームにとっても自律性を以って行使しうるものとは言い難く限定されており、むしろ形骸化の気味を帯びている。そのことは、コーエンの論立てにとって支障を来たすわけではなく、自己所有権は専有と結びつかざるをえぬとした上で自己所有権正当化を説き続けたノージックの議論の不首尾に向けた攻撃という目的(の一部面)を果たしているのだ。

S-O・F・Eではさらに、(資源の集団所有ではなくて)はじめに諸個人に平等分配した資源の私的所有と自己所有権とを兼備させた(結合させた)経済体制を——スタイナー体制を——想定して、そのもつ価値の有無に関して検討してもいる。結論としては、先ほどのモデルでのエイブルとインファームそれぞれにとっての生きやすさ/生きにくさという観点からすると、エイブルにとってはより好都合でインファームにとっては不都合だということになる、と考えて見れば無理なく理解できる結論が述べられている。

中間小括

以上に辿ってみた、コーエンによるノージックの所説への反論からは、自己所有権を正当化することによってひとが奴隷化をまぬかれ手段としてのみ扱われることをまぬかれ自律的に生きることができるための条件が見通されてくる、というノージックの主張は誤りであり、むしろ部分奴隷化や単なる手段化や非自律化の方へと自己所有権正当化が繋がってしまう惧れを多分に持つことに気づかれてくる。そういう繋がりを断つために考えうるわずかながらの方途としてモデル化した、集团的所有と自己所有権との兼備というかたちにおいても、そこでの自己所有権が形式化・形骸化する傾向を帯びていた。

4. “マルクス主義” 正統派による自己所有権への構え—その論理構成の脆弱さ

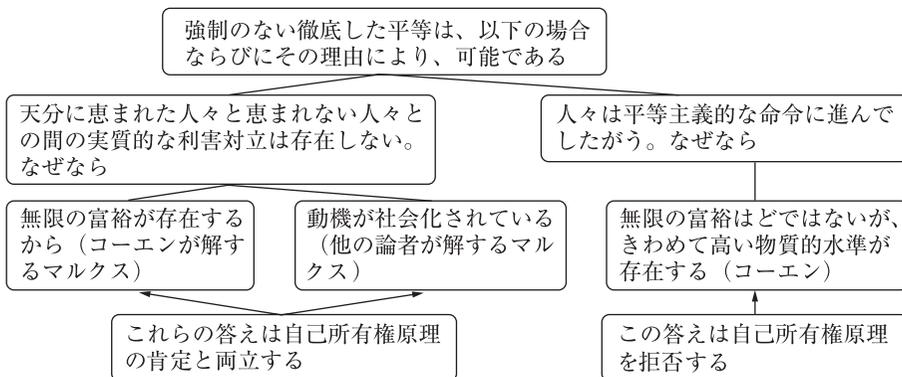
S-O・F・E 第五章・第六章・第八章を考察対象として、自己所有権への構え方において従前のマルクス主義の所説を批判的に捉え返そうとする論脈から見て取れることを取り出すと、大要、次のようになる。“マルクス主義” 正統派は(別言するならば、俗流マルクス主義における所説を捉え直すとき見えてくるのは) 資本制のもとでの不当な抑圧・支配と疎外を「搾取」の機制によって——他者の諸力の果実を取得する機制によって——解こうとしてきた。それは、自己所有権を問題化する視座から逃避し続けること(——自らの労働による個体的所有を求めること)でもあった。搾取の機制を除去してしまえば、即ち生産手段の社会的所有への転換を為し遂げてしまうならば、その後は行為の動機が社会化さ

れ生産力の飛躍的發展が遂げられもして、諸個人の利害対立が基本的には消え失せる。かくして各人の行為規範原理としては自己所有権に依拠したままに、人間関係の統御の実際面には差別が持ち込まれなくて済むようになる。

こうした論理構成はコーエンの支持するところではない。コーエンによって端的な例として挙げられている事態を、紹介しておこう。一方で自己所有権のまっとうな行使に値しないとみなされるところの虚弱な資本家が居て、他方で自己所有権のより強大な行使に値する快活な労働者が居る、とした場合に、自己所有権命題に依拠することで生起しうる事態のことだ。つまり、その身体能力が虚弱であるゆえに、たまたま持ち合わせていた土地や工場設備などの生産手段を自力では管理することさえできないような資本家に対しては、快活な労働者が虚弱な資本家からまず生産手段を剥奪してもよいとみなされることになる。それにとどまらずさらに論理的に推し進めると、快活な労働者は労働能力も持ち合わせていない虚弱な資本家にとっての生活手段さえ、配慮するを要しないこととされるであろう。この二者間での生産-取得をめぐる関係事態は、俗流マルクス主義においてはこのように進んでいくことになる。

彼の主張は、資源の稀少性がいわば適度に存在する現実の社会世界で、自己所有権を正当化するのではなくてむしろ持てる有能さ度合において恵まれた者から恵まれざる者へと資源・財・富を移転するという寛容さの発揮を通して、自発的に自律性を帯びて分かち合う関係を創り出すことである。そういう関係を創り出そうとする慎ましやかな試行が、関係の正義をもたらすのだと考えているようだ。そしてそういう慎ましやかな試行の下でこそ、各人にとっての善き生の築きが穏当に支えられる、と洞察しているようでもある(【図★】、【表♣】を参照されたい)。

いくらか敷衍しておこう。各人にとってその度合においても質においても相違があるところの持てる有能さ、これを発揮すること自体はむしろ奨励される。そういう発揮は、本質的に相互依存関係にある社会においてそのひとりの貢献を為すことであって、そうであればその過程においてこそ歓喜が得られることになるだろう。それは、既設の市場機構を通して獲得される利得や威信とは峻別される事柄だ。来たるべき新たな社会での協働生産システムを機能させるための“誘引”とは、なによりもこういう事柄として想定されるので



【図★】 (S-O・F・E 訳書 186 頁)

【表♣】 正義の可能性条件 (S-O・F・E 訳書201頁)

		寛容		
		不在	適度に存在	無限に存在
稀少性	無限に存在 (= 極度の稀少性)	1 不可能	4 不可能	7 不必要
	適度に存在 (= 適度の富裕)	2 不可能	5 可能かつ必要	8 不必要
	不在 (= 無限の富裕)	3 不必要	6 不必要	9 不必要

あって、それで充分だと考えられもするのだ。

こうした洞察は、0-3項で取り挙げた立岩真也による規範性の提示と結び合うものだと
言えるのではないか。かの規範性の実現が可能となるための条件に向けての洞察として
みることもできるのだから。

5. J・ロールズ流「互酬的利益」の捉え方と自己所有権——その離接

この節では、コーエンの叙述中に断片的に散りばめられている、ジョン・ロールズ（お
よびロナルド・ドゥウォーキン）への向き合い方・距離のとり方に留目し、それをヒント
にして、平等主義リベラルへの構え方について筆者の見解を（暫定的な見解を）若干、展
開しておくことにする。考察対象は、主としてS-O・F・Eの第四章と第九章第五節であ
る。自己所有権の問題化に照準してひとの能力と処遇をめぐる正しさに関する論究の輪郭
を描き出そうとする本研究にとって（も）、最終的な対決対象として措定したいのが、平等
主義リベラルによる正義（についての）構図である。

ジョン・ロールズ流の公正としての正義においては、社会的協働を通じて互恵が（互酬
的利益が）実現されるべきだとされる。特に「格差原理」というかたちをとって互恵が実
現される論理が展開されるわけだが、その論立てに際しては社会的協働に参加でき貢献で
きるひとが——そのように限定されたひとたちだけが——公正としての正義を標榜する社
会の構成員とみなされるわけだ。各人について、その身体から労働能力たりうる必要最小
限度を満たす出力が発揮されるか否かという観点から、査定がなされ、発揮可能なひとた
ちの間の協働によってこそ、（その成果に基づく）互恵がもたらされる。即ち、各人が自給
自足を行なう場合に比して、協働に参加するひとの内でも最も有能で恵まれた資質の者でさ
えも、より多くの利益が得られる。こうした論理に向けて我々は、社会的協働によって富
の獲得が増大すること、そして増大した富を「格差原理」に従って配分すること、という
媒介装置が組み込まれつつも、立岩による【図♥】に即して言えば、β領域における自己所
有権を（拒絶するのではなくて）屈折したかたちで受容するスタンスが——配分上の格差
づけを、ロールズ謂う所の“公正としての正義”に則って“妥当に”制約する、とともに
生産効率を向上させるための・協働参加者間での・競い合い関係を持ち込み活き動かせる、
というかたちを採って受容するスタンスが——その論理に内蔵されていることを、剔抉す

ることができるのではないだろうか。

ロールズの理説からは一面では、特に無知のヴェール被覆下での契約論的關係構成という局面で、立岩による図での α 領域においてこそ重要視される自己所有権の思惟契機という思惟が感じ取られる。ところが、前段落で取り出してみた脈絡での（ロールズ流平等主義の）思惟の構えは、立岩による図での β 領域における自己所有権をまず受け容れて、然る後に再分配を以って調整する性格のものであったわけだ。

いましがた述べたところの、自己所有権を受容するスタンスについて、幾分か補っておこう。第一に、正の協働に参加する見込みのない重度障害者への処遇の正しさは如何にあればよいのか、という問を立てるのを避けていること。この点は、『正義論』においても『公正としての正義・再説』においても繰り返し見出されるところである。第二に、協働の正の成果が増大すること・増強することを、激烈にはではないにせよ、尊重している、と同時に、成果の産出に貢献する度合の高い者には（格差原理による制約を掛けながらとはいえ）貢献度合に応じた優遇を執り行なうのを否定していないこと。そのように、（ここでは紙幅の都合でその検証を記述する余裕はないが）『公正としての正義・再説』における財産私有型民主制に関する議論からは推察できるのだ。

我々の思考にとって繰り返し参照する意義を感じさせてくれる、あの立岩による図を、もう一度見直してみよう。S-O・F・Eにおけるコーエンの議論の骨格は、 α 領域での評価や制御を排したまっただき承認・受容のためにこそ、 β 領域での財の行き交いを、各人がひとしなみにそこそこ所有するという結果をもたらすように、制御するのがよい、とするものだ。「自己所有権」という語を用いて換言するならば、 α 領域では原則的に自己所有権的契機を受容しそのことを互いに承認し合うのがよく、 β 領域では原則的に自己所有権を受容しないのがよい、とするものだ。このような議論の骨格は、平等主義リベラル（および一部のマルクス主義者）が重要視するところの「責任-平等主義」と、どのような関係にあるのだろうか。本節の最後にこの点に触れておこう。ここに謂う所の「責任-平等主義」とは、各人への社会的補償措置は、当人の責任を越える範囲の欠損や不運という事柄に対してのみ行なうべきだ、とする考え方を指し示すために、盛山和夫が名づけたもののことだ〔盛山2004:180〕⁹⁾。確かにこの名づけは、R・ドゥウォーキンやR・J・アーヌソンをはじめとする平等主義リベラルの所説に、さらにはJ・E・ローマーの所説にも、流れている一貫した考え方の筋道を適切に言い当てている。コーエンの主張はしかし、この筋道とは折り合わないはずだ。なぜならば、あらためて立岩による図に引き付けて言えば、各人の責任が強いて問われることになるかもしれない β 領域において¹⁾各人の責任範囲内部面と責任範囲外部面とを区分する努力が必要だというふうには、コーエンは考えないで、結果的な平等をもたらすことにこそ意を注いでいるのだから。コーエンとしてはむしろ、(S-O・F・Eにおける彼の議論の表面には出てこないことだが、底流する思惟脈絡から推測するならば、)他者の生に危害を与えるような、そういう脈絡での責任を、制裁というかたちで問うはずである。つまり、責任はコーエンにとっても大切な概念であり、 β 領域での財の獲得をめぐる競争もしくは競争を通じての“切磋琢磨”(?)とは異なる次元で向き合われるべき思考契機だと見ているはずだ。

結びに代えて

自己所有権に関する命題を全面的に否定することはできない。このことは、立岩によるあの図での α 領域の存在を考慮に入れるならば、理解されるところだろう。とはいえ同時に、次のことも押えられるべき大切な認識だ、とコーエンは主張する。ひとつは、自己所有権の魅力は、それをカント流の（人の処遇にあたっての目的-手段）原理——諸個人は目的であってたんなる手段ではない、という原理——と類似したものと捉える誤認からもたらされること。さらにまたひとつは、ノージック流の“同意原理”——諸個人がその自由意思での選択・判断にもとづく同意なしに他の目的達成のために犠牲にされたり利用されたりすることは許されない、という原理——によって、立岩によるあの図での β 領域でも自己所有権が基礎づけられているかのように、リバタリアンは説明するが、それは不正確であって、自己所有権とノージック流の“同意原理”とは異質なものだということ。

ノージックの所説に対してもロールズの所説に対しても批判的に対峙する必要性がある、とするコーエンの思考のありようがかなり根底から表現されているように思われる言辭を、最後に挙げておこう。「正義について考察するための適切な出発点となるのは、貢献することがない弱者に対する支給を正当化する問題であり、そして貢献度の異なる非弱者間の分配の問題は、前者を一般化した問題として捉えることが最善であると考える。」（S-O・F・E 訳書、325 頁 [注] (33)）

註

- 1) この点について主題化して論じた論稿として、拙稿 [2005] を参照されたい。
- 2) この種の圧力を及ぼす議論の代表的な例が、盛山和夫 [2004] である。盛山の議論に関しては、第5節での議論に関連する註3) においても、言及している。
- 3) なお、盛山は責任概念を客観的拠り所であるかのようにして平等論を展開することが不毛だとし、帰結主義への傾斜を以って、各人にとっての自己所有権を（立岩による図に言うような α 領域 / β 領域という区別の必要を意に介しないで）展開するのがよい、と捉えているように推察される [盛山 2004 : 192-194]。
- 4) 立岩がこの図を用いて人-間関係の規範性を説明しようとするにあたってその趣旨とするところから考えるならば、そもそも α 領域においてのみならず β 領域においてもまた、「責任-平等主義」で意味するような各人の責任を問おうとする想念は不在である。本文の叙述にあるように、そのことはコーエンにおいても共通している。その点を承知しつつも、敢えて立岩による図を借用して平等主義リベラルの責任を問う発想を説明しようとする、 β 領域においてこそ各人の責任範囲部面が見出されるはずである——各人の責任範囲外部面と責任範囲内部面とを区分し、以って各人の責任に帰することのできる事柄を明らかにすべきである——とする発想だ、ということになる。

文 献

ジェラルド・アラン・コーエン 1995 → 2005 (松井暁・中村宗之訳) 『自己所有権・自由・平等』青木書店

- Cohen, Gerald Allan, 1995 *Self-Ownership, Freedom, and Equality*, Cambridge University Press
ロナルド・ドゥウォーキン 2000 → 2002 (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳) 『平等とは何か』 木鐸社
- Dworkin, Ronald, 2000 *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press
ジョン・ロック 1690 → 1968 (鶴飼信成訳) 『市民政府論』 岩波書店
- Locke, John 1690 *The Second Treatise of Government*, London
西口正文 2005 「教育的理性と反省性」(木畑・西口・角田・田中編 『教育の臨界』 情況出版)
- ロバート・ノージック 1974 → 1989 (嶋津格訳) 『アナキー・国家・ユートピア』 木鐸社
- Nozick, Robert, 1974 *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books Inc., New York
ジョン・ロールズ 1971 → 1979 (矢島欽次監訳) 『正義論』 紀伊國屋書店
- Rawls, John, 1971 *A Theory Of Justice*, Oxford University Press
ジョン・ロールズ 2001 → 2004 (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳) 『公正としての正義 再説』
- Rawls, John (edited by Erin Kelly), 2001 *Justice as Fairness: A Restatement*, Harvard University Press
- 盛山和夫 2004 「福祉にとっての平等理論——責任-平等主義批判——」(塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編 『福祉の公共哲学』 東京大学出版会)
- 立岩真也 2004 『自由の平等』 岩波書店
- 立岩真也 1997 『私的所有論』 勁草書房